ニ　分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。ニにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度の売上金額に当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の月別移転売上金額を合計した金額を加算する。

二　当該分割法人等及び分割承継法人等のイ及びロの基準事業年度並びにハ及びニに規定する調整対象年度の試験研究費の額　次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　分割等で適用年度において行われたものに係る分割法人等　当該分割法人等の基準事業年度については、当該分割法人等の当該基準事業年度の試験研究費の額から、当該分割法人等の当該基準事業年度の移転試験研究費の額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を控除する。

ロ　分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割法人等　当該分割法人等の当該基準事業年度については、当該分割法人等の当該基準事業年度の試験研究費の額から当該分割法人等の当該基準事業年度の移転試験研究費の額を控除する。

ハ　分割等で適用年度において行われたものに係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。ハにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の第十一項に規定する月別移転試験研究費の額（ニにおいて「月別移転試験研究費の額」という。）を合計した金額に当該分割等の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額を加算する。

ニ　分割等で基準事業年度開始の日から適用年度開始の日の前日までの期間内において行われたものに係る分割承継法人等　当該分割承継法人等の当該基準事業年度（当該分割承継法人等の基準事業年度がない場合には、当該分割等に係る分割法人等の基準事業年度を当該分割承継法人等の基準事業年度とみなした場合における当該基準事業年度。ニにおいて「調整対象年度」という。）については、当該分割承継法人等の当該調整対象年度の試験研究費の額に当該分割承継法人等の当該調整対象年度に含まれる月の当該分割法人等の月別移転試験研究費の額を合計した金額を加算する。

18　前項に規定する月別移転売上金額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に開始した各事業年度（当該分割法人等の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該分割法人等の連結事業年度。以下この項において「事業年度等」という。）の移転売上金額をそれぞれ当該各事業年度等の月数（分割等の日を含む事業年度等（以下この項において「分割事業年度等」という。）にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間の月数）で除して計算した金額を当該各事業年度等に含まれる月（分割事業年度等にあつては、当該分割事業年度等の開始の日から当該分割等の日の前日までの期間に含まれる月）の移転売上金額とみなした場合における当該移転売上金額をいう。

19　法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人（第十六項各号の合併等（現物分配に限る。）に係る被現物分配法人であるものに限る。）が、当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長に当該現物分配により試験研究用資産の移転を受けていない旨の届出をしたとき（当該被現物分配法人の当該現物分配の日（当該現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第三十九条の三十九第十八項の届出をしたときを含む。）は、当該現物分配については、第十六項の規定は、適用しない。

20　法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の適用を受ける法人の基準事業年度がない場合（第十四項第一号若しくは第二号又は第十七項第一号ハ若しくはニの規定により当該法人の基準事業年度とみなされる事業年度がある場合を除く。）には、当該法人の基準年度比売上金額減少割合は、零とする。

第二十七条の四第十項中「。）に係る」を「。）の」に、「に係るものとみなしたもの」を「の移転試験研究費の額とみなした場合における当該移転試験研究費の額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に、「連結事業年度）に係る」を「連結事業年度）の」に改め、「事業をいう」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「試験研究費の額（以下この項及び次項」を「試験研究費の額（以下この条」に、「に係る試験研究費の額は」を「の試験研究費の額は、第八項の規定にかかわらず」に改め、同項第一号中「に係る試験研究費の額」を「の試験研究費の額」に改め、同号イ中「適用年度に」を「分割等で適用年度に」に、「分割等に」を「ものに」に、「調整対象年度の」に改め、同号ロ中「基準日から適用年度」を「分割等で基準日から適用年度」に、「分割等に」を「ものに」に、「調整対象年度に係る」を「調整対象年度の」に改め、同項第二号中「調整対象年度に係る」を「調整対象年度において行われたもの」に改め、同号ロ中「基準日から適用年度」を「分割等で基準日から適用年度」に、「行われた分割等」を「行われたもの」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「（同項各号に規定する合併等をいう。）」を削り、「という。）に係る」を「という。）の」に、「に損金の額に算入される」を「の当該分割事業年度等の」に、「に係るものとみなしたもの」を「の試験研究費の額とみなした場合における当該試験研究費の額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「（第九項」を「（第十項」に、「に係る試験研究費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項」を「の試験研究費の額（同条第八項第一号」に、「当該法人の事業年度」を「その事業年度」に、「当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第一項」を「法第六十八条の九第八項第一号」に、「第九項まで」を「第十七項まで」に改め、同項第一号中「適用年度において行われた」を削り、「いい、現物分配が」を「いう。第二十四項を除き、以下この条において同じ。）で適用年度において行われたもの（」に、「である場合には当該適用年度」を「に該当する現物分配にあつては、当該適用年度」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「第九項」を「第十項」に、「調整対象年度に係る」を「調整対象年度の」に、「当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には」を「残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては」に改め、同号イ中「合併、分割、現物出資又は現物分配（当該現物分配が」を「合併等（」に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては」に、「その合併、分割、現物出資又は現物分配」を「その合併等」に、「当該合併、分割、現物出資又は現物分配」を「当該合併等」に、「に係る試験研究費の額」を「の試験研究費の額」に、「前日（当該現物分配が」を「前日（」に改め、同項第二号中「基準日から適用年度」を「合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が」を「もの（」に、「である場合には」を「に該当する現物分配にあつては、」に改め、「とする。以下この号において同じ。」を削り、「調整対象年度に係る」を「調整対象年度の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第九項（」を「第十項（」に、「第九項第二号」を「第十項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項第一号ロ及び第二号ロ」を「第二項第二号及び前項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を削り、同条第二項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第八項第一号イ⑵」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。